



国 監 告 第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年1月実施の随時監査における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和4年3月8日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

(写)

国政経発第211号  
令和4年3月4日

国立市監査委員 庄 司 雅 様  
国立市監査委員 青 木 淳 子 様

国立市長 永 見 理 夫

随時監査における要望事項の措置について（通知）

令和4年1月31日付け国監発第36号により提出がなされた件について、  
下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 生活環境部 まちの振興課  
担当部局長 生活環境部長 黒澤 重徳

以上

【要望事項】

効果検証の更なる実施について

新型コロナウイルス感染症により売り上げが減少している市内の中小規模の商工業者の支援を図るために実施したとのことだが、事業終了後、事業者から提出された効果検証の資料には、キャンペーン前と期間中のみのデータしか示されていない。このことから、事業者の効果検証だけでなく、市内の中小規模の商工業者や市民のアンケートを実施するなど、市独自の検証を行っていただきたい。

措置前の状況

キャンペーン第1弾実施後に市独自検証は未実施でしたが、第4回定例会にてアンケート調査に係る通信運搬費を補正予算（第7号）で計上し、キャンペーン第2弾の終了後に送付するアンケート調査を作成していました。

措置の内容

アンケート調査回答依頼文を2月4日に対象店舗へ発送しました。回答期限は2月20日までとし、対象店舗507件のうち85件（16.8%）の回答がありました。

アンケートの回答によると、市のキャンペーン期間中、「大変売上が増えた」、「やや売上が増えた」の合計は55.3%でした。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大局面でのキャンペーン開催となってしまったことが影響してか、「PayPayによる支払いの割合は増えたが売上は増えなかった」は37.6%でした。このことについて、「新しい生活様式」の一つであるキャッシュレス決済の普及に資することはできたといえると考えています。

また、第1弾キャンペーン後、付与されたポイントを利用するために再来店したと思われるお客様が「多くいた」「少しいた」の合計が33.3%であり、付与されたポイントの一部が市内中小事業者に使われていることがわかりました（なお、「再来店した客がいるかどうかわからない」は51.2%でした。）

紙媒体のプレミアム付き商品券と今回のキャッシュレス決済サービスを比較して、「デジタルの方がよかった」「どちらかというデジタルの方がよかった」を合計して70.6%、今回の市のキャンペーンに「大変満足」「やや満足」を合計して80%であったことから、対象店舗にとって好評を得られた事業といえることがわかりました。

今後実施してほしい中小企業等支援事業については、「PayPay キャンペーン第3弾の実施」が57.6%、「給付金」が25.9%であり、その他の選択肢の回答率は低い状況でした。